

香美市かみんぐ Future つなぐ森事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、香美市かみんぐ Future つなぐ森事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、香美市補助金の交付に関する規則（平成18年香美市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、地域が取り組む地域課題等解決のための森林整備、森林整備にかかる安全対策及び森林を活かした新たな産業に携わる者に対して支援することで、森林整備の促進と森林の有効活用を通じ、未来の子どもたちへ香美市の森とそれらを取り巻く文化や環境を残し引き継ぐことを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において「森林」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林をいう。

(補助対象者、補助対象経費及び補助率等)

第4条 前条に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の事業種目、補助対象者、補助対象経費及び補助率は別表第1のとおりとし、間伐又は皆伐をする事業の規模は、1施行地の面積が1アール以上のものとする。なお、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項について、本市以外の国、県、団体予算により補助金又は助成金等の交付を受けている場合、補助金の交付の対象とすることができない。

3 この補助金の交付は、安全対策支援事業及び新たな森林産業支援事業においては1人につき1回限りとする。里山整備支援事業においては、同一年度内において1回限り、同一自治会の事業は10年間に3回までとする。ただし、市長が特に必要であると認める場合は、この限りでない。

(補助事業計画の承認)

第5条 補助金の交付を受けようとする者等は、補助事業計画書（様式第1号）に別表第2の必要な書類を添えて市長に提出し、計画の承認を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 前条の規定により、計画の承認を受け、補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、香美市かみんぐ Future つなぐ森事業費補助金交付申請書（様式第2号。以下、「申請書」という。）に別表第2の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定及び決定通知)

第7条 市長は、申請者から前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をする。

2 市長は前項により交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付申請の内容に20%以上の減額変更が生じたとき、又は中止しようとするときは、速やかに補助金変更等承認申請書(様式第5号)を提出して、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の増額を伴う変更については、原則として認めないものとする。

(補助金等の変更等の承認)

第9条 市長は、交付決定者から前条の規定により申請書の提出があったときは、必要に応じて当該変更内容の調査を行い、その変更が適当と認めるときは、補助金変更等承認通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(様式第7号)に、別表第3の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の確定及び支払い)

第11条 市長は、実績報告書が提出された場合、速やかに検査を行い、事業の成果が申請の内容に適合すると認めるときは、補助金確定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

2 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくはその一部を返還させることができる。

- (1) 事業の施行について偽りその他不正な行為があると市長が認めたとき。
- (2) その他、本事業の目的に反する行為があると市長が認めたとき。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出等についての証拠書類等を整備保管しておかなければな

らない。

2 前項に規定する証拠書類等は、事業管理用の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

事業種目	補助対象者	補助対象経費	補助率・補助金限度額・補助の要件
安全対策支援事業	市内に住所を有し、高知県小規模林業推進協議会に属する者	<p>（1）自らが林業作業を行う林業従事者の安全防具等の購入費用</p> <p>1 換気機能付き作業服（バッテリー等付属品のみ購入は対象外）</p> <p>2 墜落制止用器具（安全带）等</p> <p>3 蜂刺され対策（自動注射器導入費用（医療機関に支払う経費を含む）、ポイズンリムーバー、防蜂手袋、防蜂網等）</p> <p>（2）自らが林業作業を行う林業従事者の森林整備活動に伴う傷害保険加入費用</p>	<p>（1）5分の4以内 上限 6万円</p> <p>（2）5分の4以内 上限 2万円</p> <p>事業要件 （2）の保険加入期間は「加入日（申請年4月1日以降）から3月31日まで」とすること</p>
新たな森林産業支援事業	市内に住所を有し、高知県小規模林業推進協議会に属する者	特殊伐採装備の導入費用	5分の4以内 上限 20万円
里山整備支援事業	自治会長	<p>（1）農地周辺の森林整備 農地の周辺において、営農に影響のある立木竹の伐採、伐採木の集積又は搬出に要する費用。 直営による作業従事者の日当は時間単価上限1,000円とする。 農地から30m以内の範囲を目途とし、皆伐を対象とする。</p> <p>（2）河川や溪流周辺の森林整備 河川や溪流の周辺において、取</p>	<p>95%以内 上限 30万円</p> <p>事業要件 ①実施箇所で5年以内に森林に関する補助事業を利用していないこと。 ②山林所有者の承諾を得ること。 ③1アール以上の森林整備を行うこと。 ④森林法第5条の対象となる森</p>

		水や周辺環境に影響のある立木竹の伐採、伐採木の集積又は搬出に要する費用。直営による作業従事者の日当は時間単価上限1,000円とする。河川や溪流から30m以内の範囲を目途とする。	林の場合は、森林法に基づき伐採すること（伐採届の提出等）。 ⑤発注する場合は市内事業者（小規模林業事業者を含む）に限る。 ⑥公園の樹木、街路樹、庭木、屋敷林は対象外とする。
--	--	--	--

別表第2（第5条関係）

事業種目	添付資料
安全対策支援事業	(1) 装備品、傷害保険加入費用の見積書の写し (2) 市税の滞納のない証明書（※交付申請時に提出）
新たな森林産業支援事業	(1) 装備品の見積書の写し (2) 市税の滞納のない証明書（※交付申請時に提出）
里山整備支援事業	(1) 伐採にかかる見積書の写し、自治会直営による作業の場合は事業計画書等 (2) 事業実施予定箇所の位置図 (3) 事業実施予定箇所の写真 (4) 誓約書（様式第3号）（※交付申請時に提出） (5) その他市長が必要と認める書類

別表第3（第10条関係）

事業種目	添付資料
全事業種目共通	(1) 補助事業に要した費用の内訳を示す請求書の写し、「里山整備支援事業」において自治会直営による作業の場合は出面表 (2) 補助事業に要した費用の支出を証する領収書の写し (3) 振込先銀行口座の通帳見開きページの写し (4) その他市長が必要と認める書類
安全対策支援事業	(1) 装備品の写真、 (2) 保険証券等傷害保険加入内容が確認できる資料の写し
新たな森林産業支援事業	装備品の写真
里山整備支援事業	活動状況がわかる活動中の写真、参加者の集合写真及び事業完了後の事業実施箇所の全景等の写真